

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1001号

本山放課後子ども教室

指導者募集のお知らせ

【業務内容】

本山小学4年生から6年生の放課後の宿題・子どもの見守り。

【採用予定人員】 1名

【雇用期間】 4月1日～平成32年3月31日まで

【勤務時間】

◎通常 月曜日から金曜日

(午後3時～午後6時まで)

◎夏休み期間中

7月中旬～8月31日まで

(午前9時～午後1時まで)

(午後1時～午後6時まで)

◎休日 土日祝日、学校行事振替の替り日

【勤務場所】 本山小学校体育館 研修室

【給与】 時給1,000円

【申し込み】 写真付きの自筆履歴書を提出

【申し込み期限】 2月20日(水)

【面接日】 3月4日(月) 午後1時30分から

【場所】 本山町マルチセンター研修室

【提出及び問い合わせ先】

〒781-3001 本山町本山の509-1

本山町教育委員会 放課後子ども教室事務局

電話 76-20084

地域医療健診の追加日程について

平成30年度の地域医療健診は、追加の健診を実施しています。今年度の健診をまだ受けていない方で希望される方は、左記の日程より都合のよい健診日の1週間前までに保健センターまで申し込みください。

健診日	受付時間
2月25日(月)	午前8時30分～ 9時30分
2月26日(火)	午後1時30分～ 2時30分
2月28日(木)	

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10000

軽自動車税について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車等の所有者へ課税されます。次のような場合の申請手続は、**3月29日(金)**までに済ませて下さい。

- ・所有者変更した場合
- ・住所変更した場合
- ・所有者が亡くなった場合
- ・紛失・盗難にあった場合
- ・使用不能となった場合 等

また、身体等に障害のある方が所有(使用)する軽自動車で、一定の要件に該当する場合は、減免措置があります。減免申請の受付期間は、納付書発送後から**4月26日(金)**までとなります。

【問い合わせ先】

住民生活課 税務班 軽自動車税担当
電話 76-2115

小型特殊自動車の

ナンバー登録について

フォークリフトや乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植え機などの農耕作業用等の小型特殊自動車は、所有していれば軽自動車税の課税対象となり、ナンバー登録が必要です。

現在お持ちの特殊作業用フォークリフト等(長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下に該当するもの)のうち、最高速度15km/h以下のものや農耕作業用自動車(最高速度35km/h未満のもの)で、ナンバーがついていないものがありましたら、**3月29日(金)**までに手続をすして下さい。

なお、市町村から交付される標識(ナンバー)は、公道走行を許可するものではなく、課税標識となります。

【手続に必要なもの】

- ①車名・車体番号・大きさ・最高速度のわかるもの
- ②印鑑

【問い合わせ先】

住民生活課 税務班 軽自動車税担当
電話 76-2115



献血のお知らせ

献血バスがやってきました。皆様の御協力を、お願いします。

【実施日時】 2月20日(水)

午前9時30分～午後0時30分

【献血量】 400ミリリットル

【場所】 保健センター

【対象者】 次の条件になろう人

- ①年齢 男性 17～69才
女性 18～69才

②体重 男女とも50kg以上の人

③前回の献血から男性12週間・女性16週間以上たっている人

④へモグロビン値、血圧測定等で医師が健康と認めらる人

⑤出血を伴う歯科治療(歯石除去を含む)をしていない人

⑥今までに輸血や臓器移植を受けていない人

⑦現在妊娠中、または授乳中でない人

⑧この6カ月間に出産、早産産していない人

※献血者等の安全確保のため、献血をお断りする場合がございます。ご了承ください。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10600



毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをいたします。

相談は、委員の目で受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 2月21日(木) 午前10時～正午

【場所】 役場一階市民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅／本山町本山313番地8

電話 76-26001

多重債務でお悩みの方に

四国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方々のための「相談窓口」がございます。一人で悩まず、ご相談ください。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っております。

【相談方法】

相談は無料です。まずお電話ください。1からのお電話をかけ直しいたします。

【受付時間】

月曜日～金曜日

(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

午前9時～12時、午後1時～5時

【問い合わせ先】四国財務局 多重債務者相談窓口

電話 087-811-7801(直通)

FAX 087-8223-20210

住所 高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎(南館)

四国財務局の公開講座について

四国財務局では、地域のみならず主に当局の業務や財務省・金融庁の施策をご理解いただくため、講師を派遣しております。

地域グループの勉強会や生涯学習講座、学校の授業、職場研修などのお手伝いをさせていただきます。

■財政の話なら・・・

日本の財政の現状と課題など、身近に感じてほしい国のお財布事情をわかりやすく説明します。また、児童・生徒向けには、タブレットを利用してグループ別に予算編成シミュレーションを行うアクティブラーニング(9分コース)もあります。

■金融の話なら・・・

日常生活に潜む落とし穴、金融犯罪の手口や多重債務に陥らないための注意事項、また社会に出る若者向けの金銭教育など金融に関する知識と判断力が身につく情報を、専門分野の職員がわかりやすく実例を交えてお教えします。

■経済の話なら・・・

四国や各県の地域経済の足下の状況や景気予測について、当局の発表資料をもとに、経済調査をしている職員が解説します。

テーマや内容、講演時間等については、参加者の年齢層や人数等に合わせ、1講座に際して変更・調整されますので、お申し込みの際にご相談ください。

【問い合わせ先】

四国財務局 総務部 財務広報相談室

電話 087-811-7780

財務事務所 総務課

電話 088-822-9177